

○石垣市市民まちづくりプラン助成金交付要綱

令和5年4月6日

告示第63号

(趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市市民まちづくりプランとして市民協働によるまちづくりの推進及び良好な都市環境の形成に寄与する事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、石垣市市民まちづくりプラン助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、石垣市補助金等交付規則(平成6年規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の額)

第2条 助成金の額は、予算の範囲内において市長が定めるものとする。

(対象事業の公募及び周知)

第3条 助成金の対象となる事業(以下「助成金事業」という。)は、公募により選定するものとする。

2 市長は、前項の公募を行うときは、助成金事業及び当該事業を行う者(以下「助成金事業者」という。)の要件並びに対象経費等、公募に関し必要な事項を別に定め、適切な手段により周知するものとする。

(応募申請)

第4条 前条第1項の公募に対する応募申請は、石垣市市民まちづくりプラン助成金事業応募申請書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業収支計画書(様式第3号)
- (3) 見積書
- (4) その他市長が必要であると認める書類

(事業選定および選定結果の通知)

第5条 市長は、助成金事業の選定審査を第6条に定める審査会へ付託し、その審査結果をもって助成金事業の選定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金事業を選定したときは、その結果を石垣市市民まちづくりプラン助成金事業選定結果通知書(様式第4号)により助成金事業者へ通知するものとする。

(審査会の設置)

第6条 助成金事業の選定を厳正かつ公正に行うため、石垣市市民まちづくりプラン助成金事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審査会の所掌事務)

第7条 審査会は、次の各号に掲げる事項について、審査及び協議等を行うものとする。

- (1) 助成金事業の選定
- (2) その他助成金事業に関して必要であると認める事項

2 前項第1号の選定に係る審査基準は、別途定めるものとする。

(令7告示77・一部改正)

(審査会の委員等)

第8条 審査会は、委員10名以内で組織し、次に掲げる者のうち市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市内関係団体の役員及び職員
- (2) 市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委員に任命又は委嘱した日が属する年度末までとする。

3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを決める。

4 委員長は、審査会を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第9条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長を務める。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、委員が欠席の場合、当該委員の代理者の出席を認めることができる。

(審査会の庶務)

第10条 審査会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(交付申請)

第11条 第5条の規定により助成金事業に選定された助成金事業者は、市長が別に定める日までに、規則第6条の規程に基づき、補助金等交付申請書(規則様式第1号)に次の書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 第4条各号に定める書類
- (2) その他市長が必要であると認める書類

(交付条件)

第12条 市長は、規則第7条の規定により助成金の交付決定する場合には、規則第8条第1項の条件を付すものとする。

2 市長は、前項の条件のほか、規則第8条第2項の規定により、次の条件を付すものとする。

- (1) 市長から依頼があったときは、事業の遂行の状況を報告すること。
- (2) 市が開催する事業報告会において、その成果を報告すること。
- (3) 助成金に関する書類、帳簿等は、事業の完了後から5年間保存すること。
- (4) 助成金に係る関係規程を遵守すること。

3 市長は、前2項の条件のほかに、規則第8条第2項の規定により、必要な条件を別途付することができる。

(交付決定の通知)

第13条 規則第9条の交付決定通知は、石垣市補助金等交付規則の運用について(平成6年6月24日付け石総総第1304号。以下「運用について」という。)第8項の規定に基づき、運用についての別記第1の様式により通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第14条 助成金事業者は、事業計画の変更等を行う場合は、石垣市市民まちづくりプラン助成

金事業変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による事業変更承認の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を助成金事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による承認の通知は、石垣市市民まちづくりプラン助成金事業変更承認通知書(様式第6号)によるものとする。

(実績報告)

第15条 規則第14条の規定による実績報告は、事業完了後1月以内までに同条に定める補助金等実績報告書(規則様式第4号)に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業実績報告書(様式第7号)
- (2) 事業収支精算書(様式第8号)
- (3) その他市長が必要であると認める書類
(令7告示77・一部改正)

(助成金の確定通知)

第16条 規則第15条の交付確定通知は、運用について第9項の規定に基づき、運用についての別記第2の様式により通知するものとする。

(助成金の交付)

第17条 規則第17条の規定に基づく助成金の交付に当たっては、助成金事業者からの助成金の請求に基づき交付するものとする。

- 2 前項の規定に基づく助成金の交付請求は、石垣市市民まちづくりプラン助成金請求書(様式第9号)によるものとする。

(報告会)

第18条 助成金事業者は、別に定めるところにより開催する報告会において、事業の実施状況について報告するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年度の予算から適用する。

附 則 (令和7年告示第77号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

石 垣 市 長 様

住所又は所在地
事業者又は団体名
代 表 者 名

印

石垣市市民まちづくりプラン助成金事業応募申請書

下記の提案事業について、石垣市市民まちづくりプラン助成金交付要綱第4条の規定に基づき、石垣市市民まちづくりプラン助成金事業に係る書類を添えて応募申請いたします。

記

1	事業名		
2	応募部門		万円コース
3	構成員1	職名・氏名	
		生年月日	
		住所	
		電話番号	
		メールアドレス	
	構成員2	職名・氏名	
		生年月日	
		住所	
		電話番号	
		メールアドレス	
4	添付書類		(1) 事業計画書 (2) 事業収支計画書 (3) 見積書 (4) 上記3の構成員の住民票の写し (5) その他（ ）

様式第2号（第4条関係）

事業計画書

[illegible]

様式第3号（第4条関係）

事業収支計画書

事業名	
-----	--

収入

科目	金額（円）	説明
合計		

支出

科目	金額（円）		説明
		うち、助成対象	
合計			

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（住所又は所在地）

（事業者又は団体名）

（代 表 者 名）

石 垣 市 長

印

石垣市市民まちづくりプラン助成金事業選定結果通知書

石垣市市民まちづくりプラン助成金事業に係る選定審査の結果を石垣市市民まちづくりプラン助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり通知いたします。

記

1	選 定 審 査 日	年 月 日
2	提 案 事 業 名	
3	応 募 部 門	万円コース
4	選 定 結 果	☐ 選定されました ☐ 落選となりました

年 月 日

印

記

1	事業名	
2	変更内容	☐ 事業計画の変更 ☐ 事業内容の変更 ☐ 事業費の変更 ☐ 事業期間の変更 ※ 詳細は別添の様式第5号（別紙）のとおり ☐ 事業の中止 事業中止の理由は別添のとおり（任意書式）
3	添付書類	☐ 変更後の事業計画書 ☐ 変更後の事業収支計画書 ☐ 見積書 ☐ その他（ ）

様式第5号（別紙）

事業計画の変更内容

No.	変 更 項 目	変 更 前	変 更 後	変更理由

※変更理由を補足する資料があれば、別途添付すること。

年 月 日

（住 所 又 は 所 在 地）
（事 業 者 又 は 団 体 名）
（代 表 者 名）

石 垣 市 長 印

石垣市市民まちづくりプラン助成金事業変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった下記の石垣市市民まちづくりプラン
助成金事業につきましては、石垣市市民まちづくりプラン助成金交付要綱第 1 4 条の規定に基
づき、下記のとおり条件を付して承認します。

記

1	事 業 名	
2	当初交付決定額	
3	変更交付決定額	
4	交 付 条 件	別添、様式第 6 号（別紙）のとおり

様式第 6 号（別紙）

3	交 付 条 件	（基本事項） （1）事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）並びに事業を中止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。 （2）事業が予定の期間内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 （3）市長からの依頼があったときは、事業の遂行状況を報告すること。 （4）事業完了後、速やかに事業実績報告書及び収支清算書を提出すること。 （5）市が開催する事業報告会において、その成果を報告すること。 （6）助成金に関する書類、帳簿等は、事業の完了後 5 年間保存すること。 （7）助成金に係る関係規程等を遵守すること。 （特記事項）
---	---------	--

様式第 7 号（第 1 5 条関係）

事業実績報告書

1 事業名					
2 事業の目的					
3 事業の実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
4 事業費	事業費（税込）	円	うち、助成金	円	
	※内訳は別添「事業費収支精算書」（様式第 8 号）のとおり				
5 事業内容					
6 事業成果					
7 スケジュール	時 期	取 組 内 容			
8 実施体制	担当者・協力事業者等	役割・担当業務	自社	協力	委託

様式第 8 号（第 1 5 条関係）

事業収支精算書

事業名	
-----	--

収入

科目	予算額	決算額（円）	比較増減額 （決算－予算）	説明
合計				

支出

科目	予算額	決算額（円）		比較増減額 （決算－予算）	説明
			うち、助成対象		
合計					

年 月 日

石 垣 市 長 様

住所又は所在地
事業者又は団体名
代 表 者 名

印

石垣市市民まちづくりプラン助成金請求書

年 月 日付けで助成金交付確定通知のあった石垣市まちづくりプラン助成金事業について、石垣市市民まちづくりプラン助成金交付要綱第 1 7 条の規定に基づき、下記のとおり助成金を請求します。

記

1	事 業 名	
2	交 付 確 定 額	
3	請 求 金 額	

※請求額の頭に「¥」を記入してください。

振込先口座情報

1	金 融 機 関 名	
2	支 店 名	
3	預 金 の 種 類	
4	口 座 番 号	
5	(フ リ ガ ナ) 口 座 名 義	

様式第1号（第4条関係）
（令7告示77・全改）

様式第2号（第4条関係）
（令7告示77・全改）

様式第3号（第4条関係）
（令7告示77・全改）

様式第4号（第5条関係）
（令7告示77・全改）

様式第5号（第14条関係）
（令7告示77・全改）

様式第6号（第14条関係）
（令7告示77・全改）

様式第7号（第15条関係）
（令7告示77・全改）

様式第8号（第15条関係）
（令7告示77・全改）

様式第9号（第17条関係）
（令7告示77・全改）